

建築士事務所廃業等届書

建築士事務所の業務を廃止したので建築士法23条の7の規定により、登録した際の登録通知書・登録申請書副本など必要書類を添えて届け出ます。

令和 年 月 日

届出者 住所 (〒 -)

TEL () -

氏名

〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

富山県指定事務所登録機関
一般社団法人富山県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所	名称			
	所在地	(〒 -)		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所		
登録年月日	令和 年 月 日	登録番号	第 () 号	
届出事項発生日	年 月 日			
届出事由	①個人から法人へ ②法人から個人へ ③開設者の死亡 ④法人の合併・解散・破産 ⑤管理建築士の退職 ⑥他道府県へ移転 ⑦その他 ()			
※処理欄				

備考 ※印のある欄は、記入しないこと。